一括運営における個別課題等に対する取組状況について

令和4年6月2日に開催された所管事務調査において「一括運営における個別課題を解決するための取組」について提示し、令和5年9月29日に進捗状況を示したところであるが、市及び現委託先法人のこれまでの取組の成果と、今後取り組むべき事項等については以下のとおりである。(令和6年1月時点)

1 市の役割

[これまでの取組事項]

①-1 事業の実施者として、日々、法人の運営内容全般を注視し、一括運営の主体である法人の運営手法や内容について改善すべき点がある場合には、適切に助言及び指導を行う。≪市≫ ①-2 担当職員が児童クラブを巡回し、現場の支援員との意見交換を行うことを通して法人本部との調整役を担う。≪市≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、所管事務調査を受ける中で、職員体制を強化し、法人に対して適切に助言指導等を行うことができている。正規職員及び巡回支援員は全ての児童クラブを月15日程度、1日2~3クラブ巡回し、配慮が必要な児童に対する育成支援、事故や怪我の防止、防犯・防災対策などの安全管理体制等に関する助言等を行っている。巡回時に支援員から出た意見は、必要に応じて法人本部に確認を行い、助言や調整等を行うことで円滑な業務運営の実施に繋がっている。今後も引き続き、法人本部及び現場支援員との情報・意見交換を密に行い、円滑な事業推進に向けて調整役を担っていく。

② 法人本部の体制・機能

[取組事項]

- ②-1 指揮命令や情報伝達系統を明確にするため、組織運営体制を整備する。その一環として 事業本部長のポストを新設する。≪法人≫
- ②-2 事業本部長及びエリアマネージャーその他事務職員の業務内容及び権限を明確にするため、業務分担表の見直しを行う。≪法人≫
- ②-3 2人のエリアマネージャーの担当する児童クラブを明確にし、支援員等からの相談・意見等に対して適切かつ即時的に対応・指示する情報共有ルートを確立するとともに、児童クラブ現場に周知する。≪法人≫
- ②-4 市は、法人が作成する運営体制図に基づき適切な人員配置及び業務分担がなされているか、また、指揮命令を含め本部が機能しているかの実地調査を行う。≪市≫
- ②-5 支援員からの悩み等を受け付ける相談窓口を設置し、法人トップまで共有される仕組みの構築を指示する。《市及び法人》

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、全てのクラブに対して運営管理に関する指導監査を行い、育成支援事業マネージャー、 エリアマネージャー、その他の本部職員の業務分担が整理されていることや、各監査項目について組織だった対応がなされていることを確認した。エリアマネージャーは担当するエリアで発生した課題等を本部に持ち帰り、育成支援事業マネージャー判断のもと対応する仕組みが機能している。また、法人は人事管理の一環として働き方に対する満足度等を把握し、必要に応じて個別面談を実施するなど、支援員が働きやすい環境づくりを行っている。

今後も、法人本部は絶えず現場支援員の思いや悩み等に関心を払い、職員の働きがいや働き 方に対する満足度の向上を目指して取り組むよう促していく。

③ 本部と支援員の意思疎通・情報共有

[取組事項]

③-1 法人本部と現場の児童クラブ支援員との様々な隔たりを解消するため、主任支援員会議やフリーコーヒーの開催、エリアマネージャーの日々の児童クラブ巡回時における支援員の意見等を集約・記録し、それに対する決定事項と支援員への指示伝達内容について記録する仕組みの構築を指示する。≪市及び法人≫

③-2 市は、それらが実践されているか法人本部に毎月赴き、情報共有及び確認を行うととも に、順次児童クラブへの確認を行う。≪市≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

法人は、毎月主任会議を開催し、意見の集約及び指示伝達を行い、主任との意思疎通を図っている。また、エリアマネージャーは、日々クラブを巡回し、支援員との対話を通してクラブで生じた課題等を確認し、本部の育成支援事業マネージャー及び法人代表と情報共有を図っている。

市は、毎月の主任会議に出席し、その際に把握した事項が、現場の支援員に共有されているかどうかを、巡回時に行う支援員との対話の中で確認している。

月1回の主任会議は、法人の指示伝達の場であると同時に、各クラブの育成支援等の取組状況を共有できる有用な機会であることから、例えば、個別テーマに対する協議を行い、他クラブの優れた取組を共有していくことや、ボトムアップによる業務改善提案の機会を創出するなど、更なる現場力の向上に取り組むよう助言していく。

4 支援員等の配置と処遇

「取組事項】

- ④-1 富士市放課後児童クラブ運営基準を満たした人員配置が適切になされているかについて、市担当者が法人本部に毎月赴き、各児童クラブのシフトや勤務実績の確認を行う。≪市≫ ④-2 市は、支援員等で退職者が発生した、または発生することを把握した場合には、その理由についての報告を求める。≪市≫
- ④-3 持続可能な運営を行うため、法人には支援員の若返りを図ることが求められているが、 市は、ベテラン支援員の起用や活用等についての考え方について助言する。≪市≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、全てのクラブに対して運営管理及び会計管理に関する指導監査を行い、支援員等の配置が適切になされているかどうかシフト表や業務日誌等により確認を行った。(支援員の配置状況については、クラブの巡回支援の際にも確認している。)

また、支援員の給与等の支払いが就業規則や賃金規定に則り適切になされているかどうか、シフト表や賃金台帳等による確認を行った。

経験年数の長い支援員が多く在職していることから、計画的な人材育成を行い組織の活性化 に取り組むとともに、人材の確保と定着に引き続き取り組むよう促していく。

⑤ 支援員等の業務内容と評価

[取組事項]

- ⑤-1 市は、法人が作成する業務分担表に基づくそれぞれの業務について、細部にわたり現場支援員と共有するよう指示する。≪市及び法人≫
- ⑤-2 支援員への人事評価について、実施手法や頻度、フィードバック、処遇への反映に係る 仕組みの再構築を求め、支援員等と共有を図るよう指導する。≪市及び法人≫
- ⑤-3 市は、法人が実施する支援員への人事評価の実施状況の報告を求める。≪市及び法人≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、全てのクラブに対して運営管理に関する指導監査を行い、業務分担表に基づく本部と各クラブとの業務の明確化を行っていることを確認した。(クラブの巡回支援の際にも本部と各クラブとの情報共有が図られていることを確認している。)

支援員等の人事評価に当たっては、各職員が自己の業務内容について振り返りを行っており業務の改善にも繋がっている。

法人は事務局職員の人事評価の着手を行うとともに、支援員等の自己評価の更なる効果的な 運用を行い、人材育成と組織力の向上に繋げるよう助言していく。

6 育成支援の平準化・質の向上

[取組事項]

- ⑥-1 児童クラブにおける育成支援の質の向上を図るため、育成支援チームが各児童クラブを巡回しているが、その巡回実績報告や支援記録の提出を求める。市は、育成支援チームの支援内容が現場支援員に共有されているか、児童クラブの巡回を通して確認する。≪市及び法人≫⑥-2 法人としての「育成支援」の考え方やあり方について、支援員等に情報発信・共有するよう指導する。≪市及び法人≫
- ⑥-3 各児童クラブの育成支援計画は作成していたが、各クラブの基盤となるべき法人全体の 育成支援計画を作成し、現場の全ての支援員と共有するよう指導する。≪市及び法人≫
- ⑥-4 既に整備している安全管理や事故対応、感染症対策、防災に関する危機管理マニュアルをはじめ各種業務マニュアルについて、支援員等に周知を図るよう指導する。≪市及び法人≫ ⑥-5 市及び法人においては、各々年間の研修計画について相互に協議の上で立案し、それぞれの役割分担において計画的に実施する。≪市及び法人≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、全てのクラブに対して運営管理に関する指導監査を行い、各児童クラブが育成支援計画に則った支援を実施していること、法人が研修計画に則った研修を実施していることを確認した。(クラブの巡回支援の際にも複数の支援員と育成支援等について意見交換を行い、共通認識が図られていることを確認している。)

市は、市主催の支援員向けの資質向上研修を開催しており、今後も参加者アンケートの結果等を踏まえ、育成支援の平準化及び質の向上に向けて効果的な研修を実施したいと考える。

法人は、今後も専門的なスキルの向上に資する研修を企画実施するとともに、職員の研修の 受講を可能な限り保障し、職員の意欲と質の向上に取り組むよう助言していく。

⑦ 一括運営の評価体制

[取組事項]

- ⑦-1 富士市放課後児童クラブ運営評価委員会については、評価委員が現場の状況を正確に評価できる体制となるよう、本年度中の補正予算要求を視野に入れて検討する。≪市≫
- ⑦-2 法人は自己評価を行っているが、評価の精度を高めるため、現場の意見を反映する評価 手法の構築について指示する。≪市及び法人≫
- ⑦-3 市は、市が監査を行うに当たっての根拠や目的等を明確にするため、(仮称) 富士市放課 後児童健全育成事業の監査指針を作成し、法人等に対する監査を実践する。≪市≫
- ⑦-4 市は、前年度分の実績報告による監査に加え、当年度の運営状況についても、毎月、モニタリング調査を実施する。その際、必要書類等の有無だけではなく、実効性が伴っているか必要に応じて現場に赴き、法人本部及び現場支援員に聞き取りを行う。≪市≫
- ⑦-5 運営の透明性を確保するため、ウェブサイト等の活用により、法人の基本理念や事業内

容、収支決算や当該評価委員会の受審結果を公表するよう指導する。《市及び法人》 ⑦-6 より開かれた運営に向けて県が実施主体となって実施している福祉サービス第三者評価 について、受審するよう法人に促す。《市及び法人》

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、令和5年4月1日に策定した「富士市放課後児童健全育成事業の指導監査実施計画」に基づき、運営管理及び会計管理に係る指導監査を実施した。改善を要する事項については、 適切な措置を講じるよう求めた。

法人は、県が所管する福祉サービス第三者評価について放課後児童クラブとして県内で初めて受審したところであり、受審結果は年度末にフィードバックされる予定である。

行政の行う指導監査は、法令が求める運営等に係る最低基準を遵守しているかの視点において行うものである一方、第三者評価は、福祉サービスの質を「より良いもの」にするために、「改善が必要な点を見つけ、気づきを与え、改善に繋げていく」ことが目的となることから、市は受審結果を注視し、必要な支援を実施していく。

8 児童及び保護者の満足度の把握

「取組事項】

- ®-1 市は、児童クラブの利用に関する満足度を把握し、よりよい児童クラブ運営に向けた施 策立案の参考とするため、保護者向け、支援員向けのアンケート調査をすべての児童クラブに 対して実施する。≪市≫
- ⑧-2 子どもの権利の視点において、利用児童に対してもアンケート調査を実施する。≪市≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

法人は、毎年度、保護者向け及び児童向けのアンケートを実施し、法人全体及びクラブごと の満足度等の把握を行っている。アンケート結果については各クラブにも展開し、クラブミー ティング等での情報共有、改善に繋げている。

本年度実施する福祉サービス第三者評価では、保護者及び児童に向けての利用者調査が実施されたことから、これらの結果を踏まえ、さらなる利用者の満足度の向上に繋がる取組を進めるよう求めていく。

9 地区・小学校等との連携

[取組事項]

- ⑨-1 富士市放課後児童クラブ運営基準に基づき、利用児童の生活の連続性を保障するため、 情報交換や情報共有によって学校との連携を定期的に図るよう指示する。≪市及び法人≫
- ⑨-2 また、児童クラブに通う利用児童の生活について地域の協力を得るため、見守る会のほか利用児童に関わる関係機関等と相互交流を図るよう指示する。≪市及び法人≫

[成果及び今後更に取り組むべき事項等]

市は、全てのクラブに対して運営管理に関する指導監査を行い、クラブ主任と学校管理職員が児童に関することや、学校施設の利用について連絡を取り合い、連携を図っていることを確認した。

また、発達に特性のある児童の支援に当たっても、クラブ主任及び法人本部が主体となって学校、保護者、市こども未来課、その他関係機関と連携を図っている。

今後も引き続きこうした取組を継続するとともに、市職員も積極的に関与し、課題等が生じた際には機動的に取り組んでいく。